

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく事後開示書面)

2025年9月8日

株式会社クレステック

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく事後開示書面)

静岡県浜松市中央区東三方町69番地

株式会社クレステック

代表取締役 栗沢 威臣

株式会社クレステック（以下「存続会社」という。）および有限会社アルファ・ティー（以下「消滅会社」という。）は、2025年7月10日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年9月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本件合併」という。）を行いましたので、下記のとおり開示いたします。

1. 本件合併が効力を生じた日

本件合併は、2025年9月1日に効力が生じております。

2. 消滅会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社に対して、会社法第784条の2第1項に基づく差止請求を行った株主はおりませんでした。なお、消滅会社は令和7年7月25日付で官報に公告を行っております。

(2) 反対株主の株式買取請求

消滅会社に対して、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求権

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

(4) 債権者異議手続

消滅会社に対し異議申述期限までに異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、消滅会社は、令和7年7月25日付で官報に公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。

3. 存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

本件合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。なお、当社は、令和7年7月25日付で官報に公告を行っております。

(3) 債権者異議手続

存続会社に対し、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。なお、当社は、令和7年7月25日付で官報に公告を行うとともに、令和7年7月25日に電子公告をもって、本件合併に対する異議申述の公告を行いました。

4. 本件合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
存続会社は、効力発生日である2025年9月1日をもって、消滅会社より吸収合併契約に記載された資産、負債、契約その他の義務を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 本件合併に関して消滅会社が事前に備えおいた書面に記載された事項
別紙のとおりです。

6. 本件合併に係る変更登記を行った日
効力発生日である2025年9月1日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件合併に関する重要な事項
該当事項はございません。

以上